

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中区中小田井二丁目一五二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 古井 信雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月十四日

名古屋市中区丸の内三丁目一七番一三〇号
いちご丸の内ビル三階 弁護士法人大西総合法律事務所 名古屋事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府寝屋川市松屋町一八番、最後の住所大阪府寝屋川市松屋町一八番一八二二〇号ファースト香里園ハイツ二一〇号室

被相続人 亡 三浦 執

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月十四日

大阪府北区堂島二丁目一番三二号京阪堂島ビル三階

相続財産清算人 弁護士 嶋田 俊介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府高槻市東天川二丁目一六五番地一〇、最後の住所大阪府枚方市津田東町一丁目二〇番二二二号

被相続人 亡 山根 武士

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月十四日

大阪府大阪市浪速区難波中一〇一〇一四南海SK難波ビル五階きづがわ共同法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県宝塚市伊子志三丁目一〇四番地、最後の住所兵庫県宝塚市伊子志三丁目七番一〇号

被相続人 亡 藤塚 修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月十四日

兵庫県伊丹市西台一丁目二番三三山本不動産ビル八〇一〇号室

相続財産清算人 弁護士 林下 志麻

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市城東区新喜多東一丁目七三番地、最後の住所奈良県生駒市緑ヶ丘一四二六番地六一

被相続人 亡 北川 裕康

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月十四日

奈良県生駒市元町一丁目六番一〇二生駒セイセイビル六階 生駒総合法律事務所

相続財産清算人 川本 哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県庄原市高野町下門田五九番地一二七、最後の住所広島市安佐北区安佐町大字久地一六三番地一二

被相続人 亡 長妻 友良

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月十六日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月十四日

広島市中区羽衣町一〇番一〇二一〇号

相続財産清算人 司法書士 砂入 信一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安佐北区落合三丁目三二番地六、最後の住所広島市安佐北区落合三丁目六番八号

被相続人 亡 西田 幹雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月十六日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月十四日

広島市南区稲荷町二番一四号和光ビル八階 春田法律事務所広島オフィス

相続財産清算人 弁護士 田中 陽

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県廿日市市福面三丁目七四番地一二六、最後の住所広島市西区己斐大迫二丁目一九番二四号

被相続人 亡 河原 裕昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月十六日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月十四日

広島市中区舟入中町三番一〇一四〇三三

相続財産清算人 司法書士 平野 時子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県広島市南区荒神町一番、最後の住所広島県広島市中区舟入町一番七三〇五号サンシャイン舟入五

被相続人 亡 山下 和徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月十四日

香川県高松市紺屋町五番地二 西山司朗法律事務所

相続財産清算人 弁護士 西山 司朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県上浮穴郡久万高原町入野一八〇一番地一、最後の住所愛媛県上浮穴郡久万高原町入野一八〇一番地一

被相続人 亡 片岡 清一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月十四日

愛媛県松山市道後町一丁目五番五号グランシャトル道後二〇二二号

相続財産清算人 司法書士 中村 岳義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田二六七番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 向井 嘉広

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から三箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月十四日

佐賀県神埼市神埼町本堀二二七番地一 相続財産清算人 末永 博義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市井川淵町六四番地、最後の住所鹿児島市東俣町三八八番地一五〇

被相続人 亡 東 重臣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月十四日

事務所鹿児島市大黒町四番二〇号ブレジャービル二〇一〇号 法律事務所

相続財産清算人 弁護士 鏑野 孝清

第59期決算公告

令和8年6月23日 株式会社北越マテリアル

代表取締役 荒井 芳晴

貸借対照表の要旨 (令和8年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,127,429	流動負債	258,743
固定資産	1,589,867	固定負債	534,797
		負債合計	3,063,540
		株主資本	1,653,756
		資本剰余金	45,000
		資本準備金	55,921
		その他の資本剰余金	39,500
		利益剰余金	16,421
		利益剰余金	1,552,835
		その他の利益剰余金	6,847
		その他純利益	1,545,988
		(うち当期純利益)	(187,486)
資産合計	4,717,296	負債・純資産合計	4,717,296